

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内判決紹介

1. 取引経路の特殊性から製品形態による購買動機は限定的であるとして混同のおそれ否定された事例
2. 「athlete Chiffon」の識別力

国内審決紹介

1. 類似群コードによる類似の推定を破って「工具袋」と「袋物の小売」が非類似と判断された事例
2. 識別力の有無が争われた事例（「お持ち帰り半額」「Z」）

外国情報

1. ミャンマー意匠法・著作権法施行
2. ブラジル意匠登録審査基準改訂

■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0027

東京都中央区日本橋一丁目 1 6 番 3 号

日本橋木村ビル 7 階

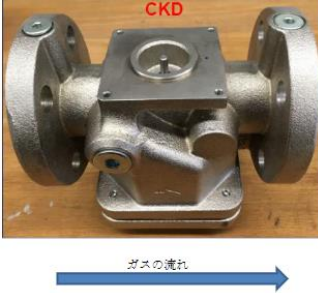
国内判決紹介

1. 取引過程の特殊性から製品形態による購買動機は限定的であるとして混同のおそれが否定された事例

判決言渡日：令和 5 年 9 月 13 日 事件番号：令和 5 年（ネ）第 10014 号

事案概要

原告が、原告製品（都市ガス用ガスバルブ）の形態は周知な商品等表示に該当し、被告が被告製品を製造又は販売する行為は、不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為に該当すると主張し、被告に対し被告製品の製造等の差止め・廃棄を求める事案の控訴審判決。

原告製品形態（抜粋）		被告製品形態（抜粋）	
			

判決抜粋

中圧 B のガス遮断弁の製品の性質、これを踏まえた需要者及び販売者の製品導入に至る過程、これらの諸要素と製品の形態自体の関係等に照らすと、需要者は、取引に際して、当該製品の安全性及び信頼性のほか、その出所（製造元及び販売元）についても慎重に確認した上で製品を購入するといえ、仮に、需要者が、製品の形態から特定の出所を想起し得るとしても、相応の期間と調整を要する取引の過程において、容易にその取引先すなわち出所（製造元及び販売元）を識別するに至るといえるから、製品の形態から想起し得る出所自体が需要者の購買行動に与える影響は極めて限定的というべきである。このような取引の実情の下においては、被告製品が、その形態によって、需要者をして、被告製品は控訴人が製造した製品であると誤信するおそれがあるとか、被告製品を製造又は販売する者と控訴人との間に許諾その他の緊密な関係があると誤信するおそれがあると認めることはできない。

寸評

製品の性質や購入過程等を考慮すると、製品の形態そのものによって出所の混同を生じるおそれがあるとは認められないとして不正競争行為の該当性が否定された事案です。市場シェアほぼ 100%とのことなので、仮に原告製品が立体商標として登録されていたとしたら結論は変わったでしょうか。都市ガスバルブという特殊な製品でなくとも、高額な商品はメーカー等を確認して慎重に購入に至るのが通常であるので、所内では、そのような購入過程によって混同のおそれが否定されるのは妥当なのか、との意見がありました（担当：和田）

2. 「athlete Chiffon」の識別力

判決言渡日：令和 5 年 10 月 12 日判決言渡 事件番号：令和 5 年（行ケ）第 1 0 0 3 8 号

事案概要

第 43 類「飲食物の提供、宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」を指定役務として出願された商標 2021-93231「athlete Chiffon」（標準文字）の識別力の有無が争われた事件。

判決抜粋

本願商標の構成中の「athlete」の文字は、「運動選手。スポーツ選手。アスリート。」等の意味を有し、その表音を片仮名で表した「アスリート」の文字は、「運動選手」を意味する。また、その構成中の「Chiffon」の文字は、「シフォン（絹、ナイロンの透けるような布）」「絹またはナイロンの軽くて柔らかい織物」を示す名詞や、「軽くてふんわりした。」「[ケーキなどが]軽くてフワフワした」等の意味を有する形容詞であり、その表音の片仮名文字「シフォン」は、国語辞典に「うすくやわらかい絹織物」との意味の他、複合語として「シフォンケーキ(chiffon cake)」が掲載されている。これらは、いずれも、平易な単語として一般に親しまれているものである。

以上によれば、「athlete Chiffon」との文字からなる本願商標は、これに接する取引者、需要者に、「運動選手向けのシフォンケーキ」程度の意味合いを認識、理解させるものであるから、これをその指定役務中、「運動選手向けのシフォンケーキの提供」に使用しても、これに接する取引者、需要者に、当該役務において提供される飲食物が運動選手向けのシフォンケーキであること、すなわち、役務の質（内容）を表示したものと認識させるにとどまり、役務の質（内容）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標といえるから、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するといわざるを得ず、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

また、本願商標をその指定役務中、「運動選手向けのシフォンケーキの提供」以外の役務に使用するとき、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるから、本願商標は、商標法 4 条 1 項 16 号に該当するといふべきである。この点に関する本件審決の判断に誤りはない。

寸評

本願商標からは、「運動選手向けのシフォンケーキ」ほどの意味合いが認識理解されることは否めないが、「運動選手向けのシフォンケーキ」が具体的にどのようなものであるのかは曖昧である。

また、本願商標は「athlete Chiffon Cake」ではなく、「athlete Chiffon」であり、「Chiffon」には「絹またはナイロンの軽くて柔らかい織物」「レース、リボン」などの意味もある。

更に、本願商標は、商品「シフォンケーキ」に使用されるものではなく、役務「飲食物の提供、宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ」に使用されるものである。

そして、登録第 5816287 号商標「ATHLETE SWEETS」（指定商品：第 30 類 洋菓子など）、登録第 5903205 号「アスリートようかん」（指定商品：第 30 類ようかん）、登録第 6028991 号商標「アスリート野菜」（指定商品：3 1 類 野菜）、登録第 6122608 号商標「アスリート乳酸菌」（指定商品：30 類 乳酸菌を含有する菓子 など）などは、識別力を認められて登録されている。

これらの点を考慮すると、本願商標は、指定役務との関係において、識別力を認められる余地が十分にあると思われる。

(担当：中川)

国内審決紹介

1. 類似群コードによる類似の推定を破って「工具袋」と「袋物の小売」が非類似と判断された事例

審決日：2023 年 6 月 26 日 審判番号：不服 2022-16985

審決概要又は審決の抜粋

	本願	引用
商標		T O N E (標準文字)
指定商品役務	第 18 類「ボルト・ナット収納用バッグ, 工具収納用バッグ, 工具袋」 類似群コード：21C01 ほか	第 35 類「かばん類及び袋物の小売…」等 類似群コード：21C01 35K02 ほか

本願商標の指定商品は、工具や連結部品などの収納用具であって、作業用具製造業者などにより製造され、工具専門店やホームセンターなどにおいて販売される専用品であり、主な需要者は工具や連結部品などを使用する作業員である。他方、引用商標の指定役務中「かばん類及び袋物の小売…」は、かばん店や洋品店などのかばん・袋物小売業者による、汎用品であるかばん類を取り扱う小売サービスであり、主な需要者はファッションに関心を有する一般消費者である。それぞれの取扱商品は商品分野（工具や部品を収納する専用品と汎用品であるかばん類）が異なり、販売事業者及びサービス提供事業者の共通性の程度は低く、需要者層（作業員と一般消費者）も異なりほぼ重複しないから、それらの商品及び役務に同一又は類似の商標を使用した場合に、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認混同されるおそれはなく、類似する商品又は役務とはいえない。

寸評

第 18 類「工具袋」(類似群コード:19B99 21C01)と第 35 類「かばん類及び袋物の小売…」(21C01 35K02)は審査基準によれば類似するものと推定されます。また、「袋物」と「工具袋」とは上位概念と下位概念の関係にあって同一の商品であると解釈することもできそうなので、そうだとすると「工具袋」と「袋物の小売」が類似するとの推定も不合理ではないと思われますが、本審決では需要者が異なるとして両者は非類似であると判断されました。類似の推定を破った珍しい審決です。一方で「カメラ用バッグ」(10B01)や「釣り具用バッグ」(24D01)は「かばん類、袋物」とは非類似と推定されており、そもそも「工具袋」の類似群の方に見直しが必要だったのかもしれませんが。(担当：和田)

2. 識別力の有無が争われた事例

事案① 審決日：令和 5 年 5 月 30 日 審判番号：不服 2022-16027

事案② 審決日：令和 5 年 4 月 27 日審判番号：不服 2022-9038

審決概要又は審決の抜粋

	事案①	事案②
商標		
指定商品役務	第 29 類 主に食肉・果実又は野菜からなるスナック食品 など 第 30 類 パスタ入り（パスタを主材とする）調理済み惣菜 など	第 41 類 インターネットを利用して行う映像の提供 など 第 42 類 電子計算機の貸与 など
関連条文	商標法 3 条 1 項 6 号	商標法 3 条 1 項 5 号
結論	登録すべきものとする。	登録することができない。
審決要旨	「半額」の漢字の中央辺りを左下方に向けて切断するかのごとく、文字の一部が欠落したデザインとなっており、全体の配色等もあいまって、本願商標は、全体として特徴的な外観を有する。また、本願商標の構成態様が、ありふれたデザインの一類型であるというべき事実は発見できない。 したがって、飲食料品を取り扱う業界において「持ち帰れば価格が半額になる」ことを内容とするキャンペーン等が広く行われており、「お持ち帰り半額」等の文字が一般に使用されている実情が認められるものの、本願商標は、自他商品識別機能を発揮し得ないとは言えない。	本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章の一つである欧文字 1 字の「Z」を、濃淡の差がある 2 色で塗色するというありふれた手法で表した構成からなり、全体として特殊な態様で表されたとはいえないものというのが相当である。 したがって、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標であるといわざるを得ず、自他役務の識別標識とは認識し得ないものである。

寸評

本文①の事案の商標は、デザイン上に特徴を有することは認められるが、商品が半額であることを伝えるための標章であり、これに接する需要者が自他商品識別標識と認識理解するのだろうか。

一方、②の事案の商標は、確かに欧文字「Z」を表していると認識理解し得ると思われるが、色彩やそのグラデーションから立体感も感じられることから、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章であると一刀両断することに違和感を感じる。例えば、本件商標の斜線（／）の傾きの方向を逆（＼）にすれば、該当する欧文字はなく、一種の幾何学図形として識別力を認められる可能性が高いと思われるが、識別力の有無という観点において両者の間にどれ程の差があるのだろうか。

①と②の商標に接した時にいずれを商標として認識理解するかを想像すると、この 2 つの審決は一般消費者の意識や取引実情と乖離している感が否めない。

(担当 : 中川)

外国情報

1. ミャンマー意匠法・著作権法施行

2023 年 10 月 18 日、現地新聞において 2023 年 10 月 31 日付で意匠法及び著作権法が施行されることが発表されました。意匠法では、6 か月間の優先権主張が認められ、6 か月間の新規性喪失の例外が認められます。意匠権の保護期間は出願日から 5 年間で、5 年ごとに 2 回の延長が認められ、最大 15 年間となります。

2. ブラジル意匠登録審査基準改訂

2023 年 10 月 2 日、ブラジル特許庁は意匠登録審査基準を改訂する条例 36/2023 を公表しました。この改訂には次の変更が含まれ、従来より柔軟に意匠登録出願を行うことができるようになります。

- 電子機器に適用される装飾的形態が保護可能になる（例：静的又は動的なグラフィカルインターフェース、アイコン、フォントファミリー等）。
- 機械的に接続されていない部品から構成される複合製品が保護可能になる（例：カップ及びソーサー、スピーカ及びアンプ）。
- 商標を含む意匠やロゴデザインが保護可能になる。
- 文字を含む意匠が保護可能になる。
- 部分意匠の図面において、破線又は着色を使用して保護を求める部分を特定することが可能となる。
- 断面図・拡大図・分解図の使用が認められる。重要でない図面の省略が可能になる。
- DAS による優先権書類の提出を省略することができる。

(担当 : 和田)

3. 中国 外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）に加盟

中国が「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」に加盟し、11 月 7 日に発行しました。これにより、従来必要だった中国大使館・総領事館の領事認証が不要となり、中国の裁判所に提出する書類（委任状、代表者資格証明書等）についてもアポスティールを取得すれば提出可能となりました。

(担当 : 新井)

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END